

生後4か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業に係る

ガイドラインの策定について

1. 趣旨

今国会に提出している児童福祉法改正法案においては、生後4か月までの全戸訪問事業については乳児家庭全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業については養育支援訪問事業として位置づけることとしている。こうしたことを踏まえ、各事業の効果的な実施と全国的な普及を目指し、これらの事業の内容や子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）との連携等について整理し、自治体が取り組むための具体的なガイドラインを作成する。

2. 作成手順

標記事業について、本会議でのご意見を踏まえたガイドライン素案を作成し、その後自治体の意見等も踏まえた上でガイドラインを作成する。

3. スケジュール

年 月		内 容	作 業
H20年度 上半期 6月 7月	ガイドライン素案検討	第1回有識者・実務者会議 第2回有識者・実務者会議	訪問事業の論点と方向性の検討 ガイドライン素案議論
下半期	ガイドライン検討	夏を目途に ガイドライン素案を自治体に提示 年内に2回程度 有識者・実務者会議を開催 年度内に ガイドライン完成	自治体意見を踏まえガイドライン検討

4. 有識者・実務者会議メンバー

(50音順)

氏名	所属・職名
一條 浩	埼玉県中央児童相談所 副所長
来生 奈巳子	国立看護大学校 准教授
児玉 紀久子	習志野市 保健師
笹井 康治	沼津市子育て支援課 課長補佐
佐藤 拓代	東大阪市保健所 所長
関岡 千津野	松山市子育て支援室 保育士
中板 育美	国立保健医療科学院 公衆衛生看護部 主任研究官

5. その他

●事務局

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 虐待防止対策室
母子保健課（オブザーバー）
//



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

児童虐待防止対策について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課 虐待防止対策室

児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待防止法の制定(H12.11.20施行)

- ・児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)
- ・住民の通告義務
- ・立入調査等における警察官の援助等

平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(H16.10以降順次施行)

- ・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象)
- ・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象)
- ・市町村の役割の明確化(相談対応の明確化し虐待通告先に追加)
- ・要保護児童対策地域協議会の法定化
- ・司法関与の強化(強制入所措置、保護者指導)

平成17年

市町村児童家庭相談援助指針の策定(H17.4)等

- ・市町村児童家庭相談援助指針
- ・要保護児童対策地域協議会設置
- ・運営指針の策定等

平成19年

児童相談所運営指針等の見直し(H19.1)

- ・安全確認に関する基本ルールの設定(48時間以内が望ましい)
- ・虐待通告の受付の基本を徹底
- ・きょうだい事例への対応を明確化
- ・すべての在宅の虐待事例に関する定期的なフォロー
- ・関係機関相互における情報共有の徹底(要保護児童対策地域協議会の運営強化)

平成20年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(H19.6公布、H20.4施行)

- ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化
- ・保護者に対する面会・通信等の制限の強化
- ・保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等

児童虐待の現状

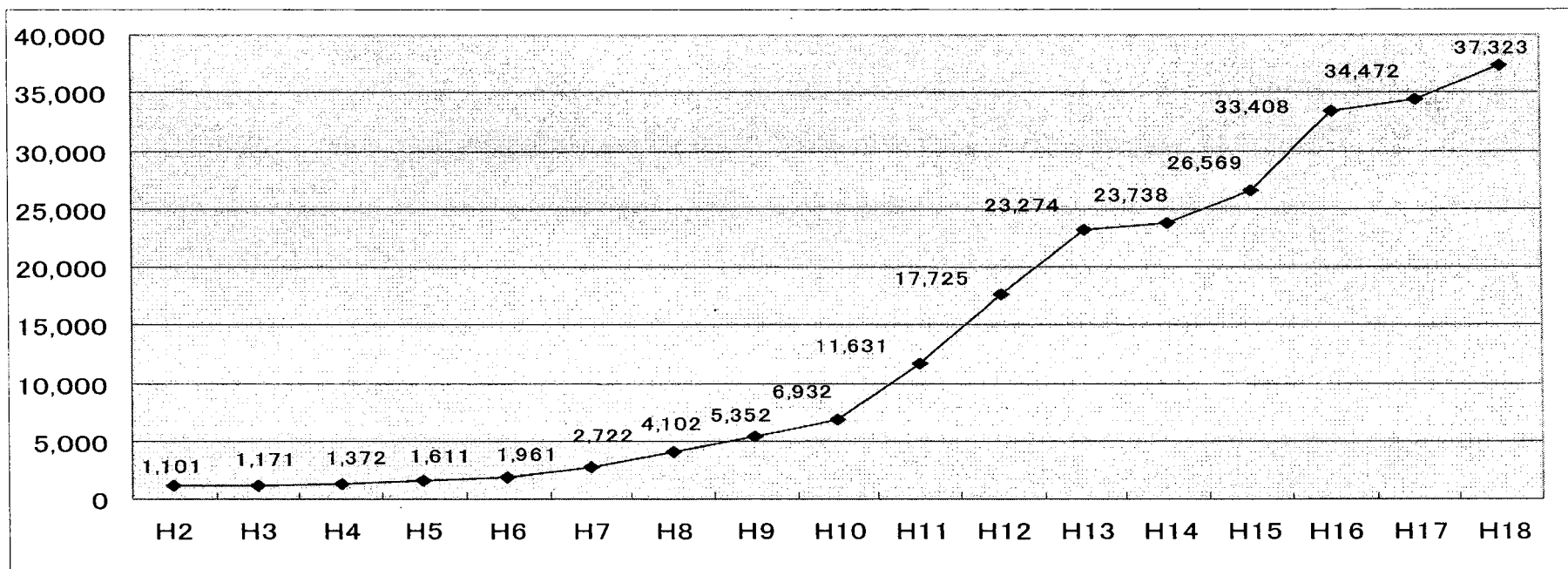
- 相次ぐ児童虐待による死亡事件
⇒ 年間50件を超える死亡事例(週に1人が犠牲に)
- 2006年度の児童虐待対応件数は約37,000件
⇒ 統計を取り始めた1990年度の約34倍
- 児童福祉施設入所児童数と充足率(在籍児童/定員)の増加
⇒ 児童養護施設 1996年 26,036人 → 2006年 30,764人
79.5% → 91.7%
- なぜ、増えるのか
 - (1) 家族・地域社会の変容 ⇒ 養育力の低下
 - (2) 「虐待」の認識の広がり(しつけ≠虐待) ⇒ 虐待通告の増加

児童虐待相談対応件数の推移

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成18年度においては3.2倍に増加。

平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
(1.00)	(1.06)	(1.25)	(1.46)	(1.78)	(2.47)	(3.73)	(4.86)	(6.30)
1,101	1,171	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932
平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
(10.56)	(16.10)	(21.13)	(21.56)	(24.13)	(30.34)	(31.31)	(33.92)	
11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	

(注) 表中、上段()内は、平成2年度を1とした指数(伸び率)である。



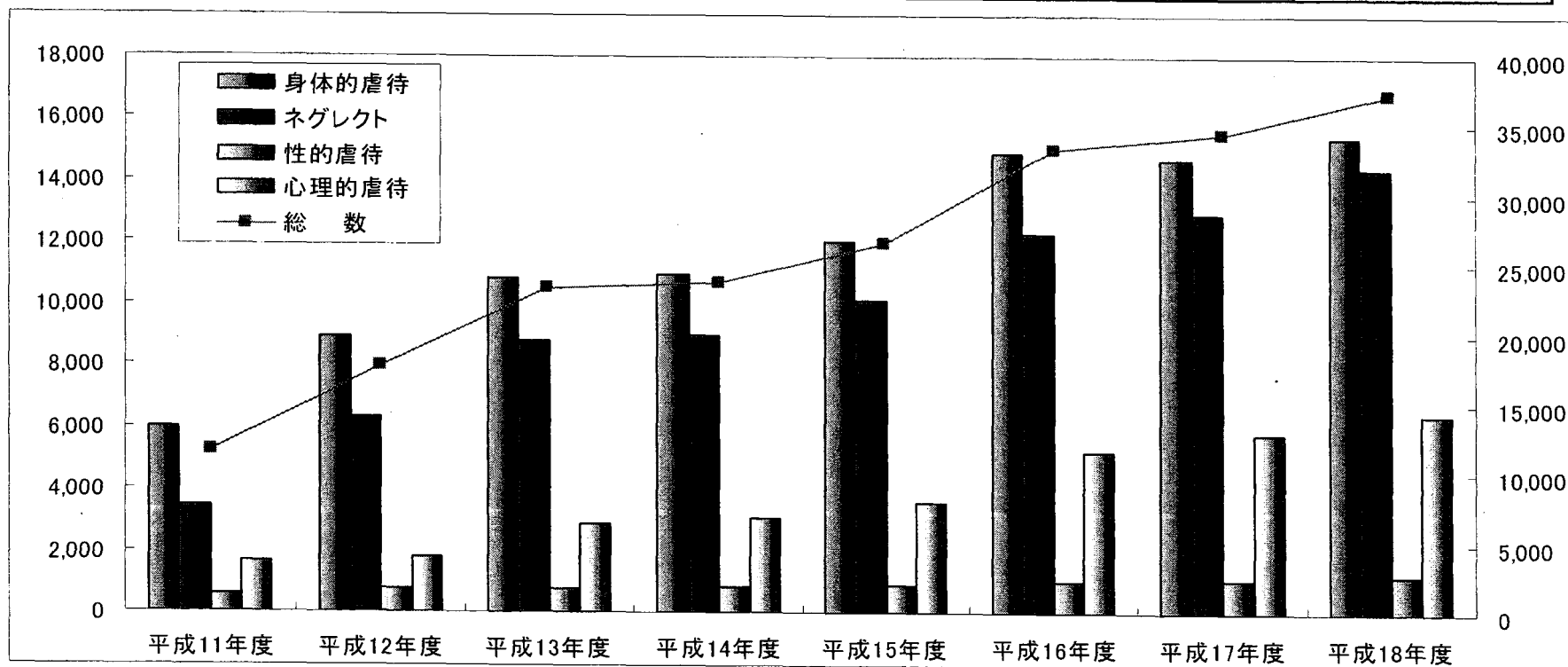
児童相談所における児童虐待相談対応件数（対前年度比較、都道府県別表）

	児童相談所対応件数			対前年度増減率		児童相談所対応件数			対前年度増減率
	17年度	18年度	対前年度増減			17年度	18年度	対前年度増減	
北海道	617	644	27	1.04	広島県	874	961	87	1.10
青森県	293	332	39	1.13	山口県	197	304	107	1.54
岩手県	277	303	26	1.09	徳島県	200	236	36	1.18
宮城県	555	528	▲ 27	0.95	香川県	400	420	20	1.05
秋田県	133	186	53	1.40	愛媛県	311	258	▲ 53	0.83
山形県	130	129	▲ 1	0.99	高知県	164	146	▲ 18	0.89
福島県	157	250	93	1.59	福岡県	864	842	▲ 22	0.97
茨城県	585	646	61	1.10	佐賀県	85	114	29	1.34
栃木県	542	521	▲ 21	0.96	長崎県	279	223	▲ 56	0.80
群馬県	472	581	109	1.23	熊本県	295	287	▲ 8	0.97
埼玉県	1,843	1,923	80	1.04	大分県	426	530	104	1.24
千葉県	1,238	1,287	49	1.04	宮崎県	181	220	39	1.22
東京都	3,146	3,265	119	1.04	鹿児島県	144	84	▲ 60	0.58
神奈川県	1,744	1,497	▲ 247	0.86	沖縄県	451	364	▲ 87	0.81
新潟県	526	675	149	1.28	札幌市	245	310	65	1.27
富山県	248	260	12	1.05	仙台市	369	319	▲ 50	0.86
石川県	211	129	▲ 82	0.61	さいたま市	308	424	116	1.38
福井県	163	242	79	1.48	千葉市	257	272	15	1.06
山梨県	253	304	51	1.20	横浜市	1,231	1,395	164	1.13
長野県	599	547	▲ 52	0.91	川崎市	477	499	22	1.05
岐阜県	470	479	9	1.02	静岡市	264	203	▲ 61	0.77
静岡県	504	613	109	1.22	名古屋市	603	850	247	1.41
愛知県	800	821	21	1.03	京都市	365	548	183	1.50
三重県	533	524	▲ 9	0.98	大阪市	747	788	41	1.05
滋賀県	645	709	64	1.10	堺市	-	400	400	-
京都府	267	459	192	1.72	神戸市	221	261	40	1.18
大阪府	3,885	3,195	▲ 690	0.82	広島市	356	547	191	1.54
兵庫県	762	1,080	318	1.42	北九州市	408	456	48	1.12
奈良県	531	570	39	1.07	福岡市	302	425	123	1.41
和歌山県	293	316	23	1.08	横須賀市	-	226	226	-
鳥取県	99	75	▲ 24	0.76	金沢市	-	122	122	-
島根県	98	160	62	1.63					
岡山県	829	1,039	210	1.25	合計	34,472	37,323	2,851	1.08

児童虐待の内容別相談対応件数の推移

○ 平成18年度においては、身体的虐待が41.2%で最も多く、次いでネグレクトが38.5%となっている。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成11年度	5,973(51.3%)	3,441(29.6%)	590(5.1%)	1,627(14.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	8,877(50.1%)	6,318(35.6%)	754(4.3%)	1,776(10.0%)	17,725(100.0%)
平成13年度	10,828(46.5%)	8,804(37.8%)	778(3.3%)	2,864(12.3%)	23,274(100.0%)
平成14年度	10,932(46.1%)	8,940(37.7%)	820(3.5%)	3,046(12.8%)	23,738(100.0%)
平成15年度	12,022(45.2%)	10,140(38.2%)	876(3.3%)	3,531(13.3%)	26,569(100.0%)
平成16年度	14,881(44.6%)	12,263(36.7%)	1,048(3.1%)	5,216(15.6%)	33,408(100.0%)
平成17年度	14,712(42.7%)	12,911(37.5%)	1,052(3.1%)	5,797(16.8%)	34,472(100.0%)
平成18年度	15,364(41.2%)	14,365(38.5%)	1,180(3.2%)	6,414(17.2%)	37,323(100.0%)

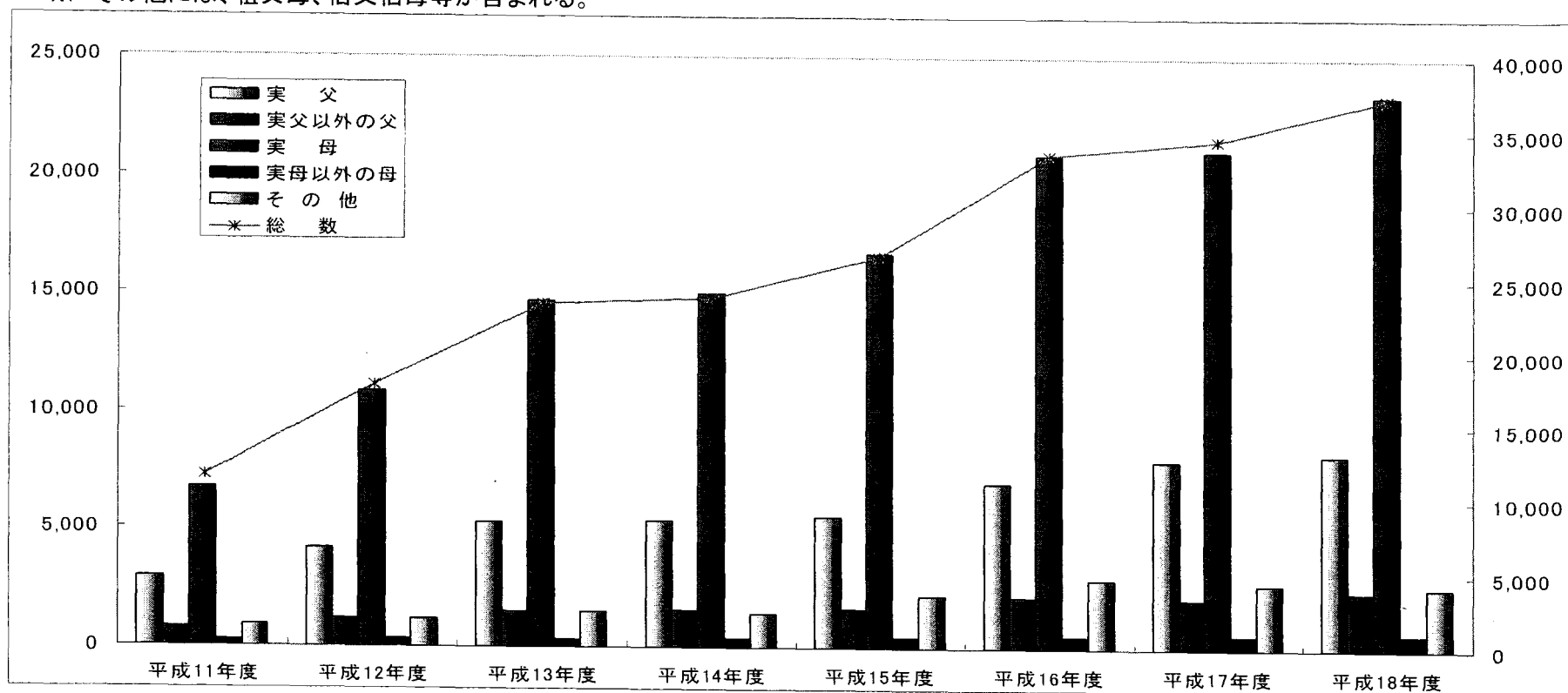


主たる虐待者の推移

○ 実母が62.8%と最も多く、次いで実父が22.0%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908(25.0%)	815(7.0%)	6,750(58.0%)	269(2.3%)	889(7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205(23.7%)	1,194(6.7%)	10,833(61.1%)	311(1.8%)	1,182(6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260(22.6%)	1,491(6.4%)	14,692(63.1%)	336(1.5%)	1,495(6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329(22.5%)	1,597(6.7%)	15,014(63.2%)	369(1.6%)	1,429(6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527(20.8%)	1,645(6.2%)	16,702(62.8%)	471(1.8%)	2,224(8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969(20.9%)	2,130(6.4%)	20,864(62.4%)	499(1.5%)	2,946(8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976(23.1%)	2,093(6.1%)	21,074(61.1%)	591(1.7%)	2,738(7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220(22.0%)	2,414(6.5%)	23,442(62.8%)	655(1.8%)	2,592(6.9%)	37,323(100.0%)

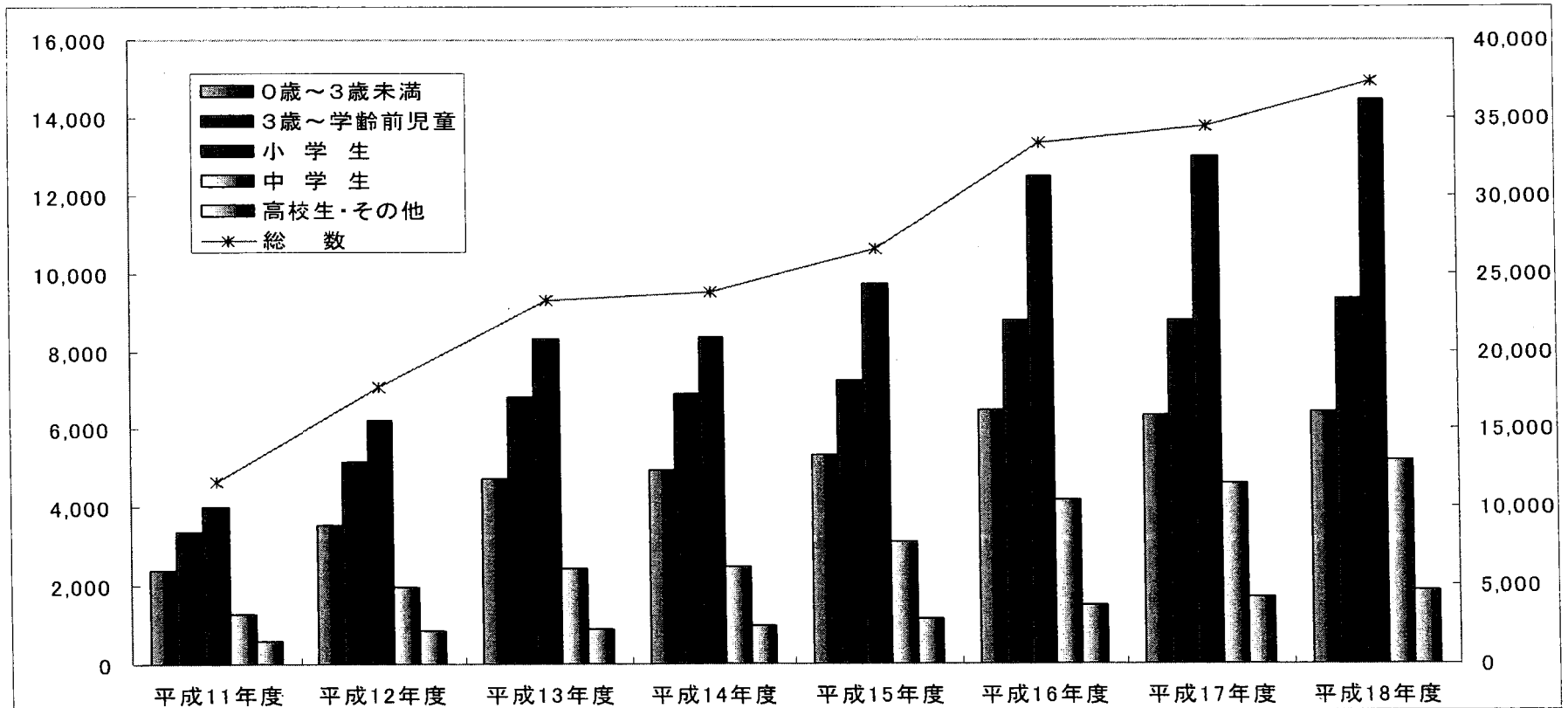
※ その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。



虐待を受けた子どもの年齢構成の推移

○ 小学生が38.8%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が25.0%、0歳から3歳未満が17.3%である。なお、小学校入学前の子どもの合計は、42.3%となっており、高い割合を占めている。

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成11年度	2,393(20.6%)	3,370(29.0%)	4,021(34.5%)	1,266(10.9%)	581(5.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	3,522(19.9%)	5,147(29.0%)	6,235(35.2%)	1,957(11.0%)	864(4.9%)	17,725(100.0%)
平成13年度	4,748(20.4%)	6,847(29.4%)	8,337(35.8%)	2,431(10.5%)	911(3.9%)	23,274(100.0%)
平成14年度	4,940(20.8%)	6,928(29.2%)	8,380(35.3%)	2,495(10.5%)	995(4.2%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,346(20.1%)	7,238(27.3%)	9,708(36.5%)	3,116(11.7%)	1,161(4.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,479(19.4%)	8,776(26.3%)	12,483(37.4%)	4,187(12.5%)	1,483(4.4%)	33,408(100.0%)
平成17年度	6,361(18.5%)	8,781(25.5%)	13,024(37.8%)	4,620(13.4%)	1,686(4.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	6,449(17.3%)	9,334(25.0%)	14,467(38.8%)	5,201(13.9%)	1,872(5.0%)	37,323(100.0%)



児童虐待防止対策の現状(1)

年 度	児童相談所数 (か所)	児童福祉司数 (人)	子どもを守る 地域ネットワーク (要保護児童対策地域議会) 設置割合 (%)	虐待相談対応件数 (児童相談所) (件)
平成12年度	174 (1.00)	1,313 (1.00)	-	17,725 (1.00)
平成13年度	175 (1.01)	1,480 (1.13)	15.6% (1.00)	23,274 (1.31)
平成14年度	180 (1.03)	1,627 (1.24)	21.7% (1.39)	23,738 (1.34)
平成15年度	182 (1.05)	1,733 (1.32)	30.1% (1.93)	26,569 (1.50)
平成16年度	182 (1.05)	1,813 (1.38)	39.8% (2.55)	33,408 (1.88)
平成17年度	187 (1.07)	1,989 (1.51)	51.0% (3.27)	34,472 (1.94)
平成18年度	191 (1.10)	2,139 (1.63)	69.0% (4.42)	37,323 (2.11)
平成19年度	196 (1.13)	2,263 (1.72)	84.1% (5.46)	-

* ()内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)(なお、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置割合は、平成13年度を1.00とした指数(伸び率))

* 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置割合については、平成17年度までは6月1日現在、平成18年以降は4月1日現在

児童虐待防止対策の現状(2)

年 度	虐待相談対応件数 (児童相談所) (件)	立ち入り件数 (件)	一時保護件数 (委託も含む) (件)	強制入所措置のための家庭裁判所への 申立・承認件数		児童養護施設 *3 入所定員(入所率) (人)	児童養護施設における 新規入所児童のうち、 虐待を受けたことのある 児童の割合 (%)
				請求件数 (件)	承認件数 (件)		
平成12年度	17,725 (1.00)	96 (1.00)	6,168 (1.00)	127	87	33,803 (85.5%)	49.6%
平成13年度	23,274 (1.31)	194 (2.02)	7,652 (1.24)	134	99	33,660 (88.0%)	53.4%
平成14年度	23,738 (1.34)	184 (1.92)	8,369 (1.36)	117	87	33,651 (89.3%)	52.2%
平成15年度	26,569 (1.50)	249 (2.59)	7,857 (1.27)	140	105	33,474 (89.7%)	53.7%
平成16年度	33,408 (1.88)	287 (2.99)	8,427 (1.37)	186	147	33,485 (91.4%)	62.1%
平成17年度	34,472 (1.94)	243 (2.53)	9,043 (1.47)	176	147	33,676 (91.5%)	-
平成18年度	*2 37,323 (2.11)	238 (2.48)	10,221 (1.66)	185	163	-	-

*1) ()内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)

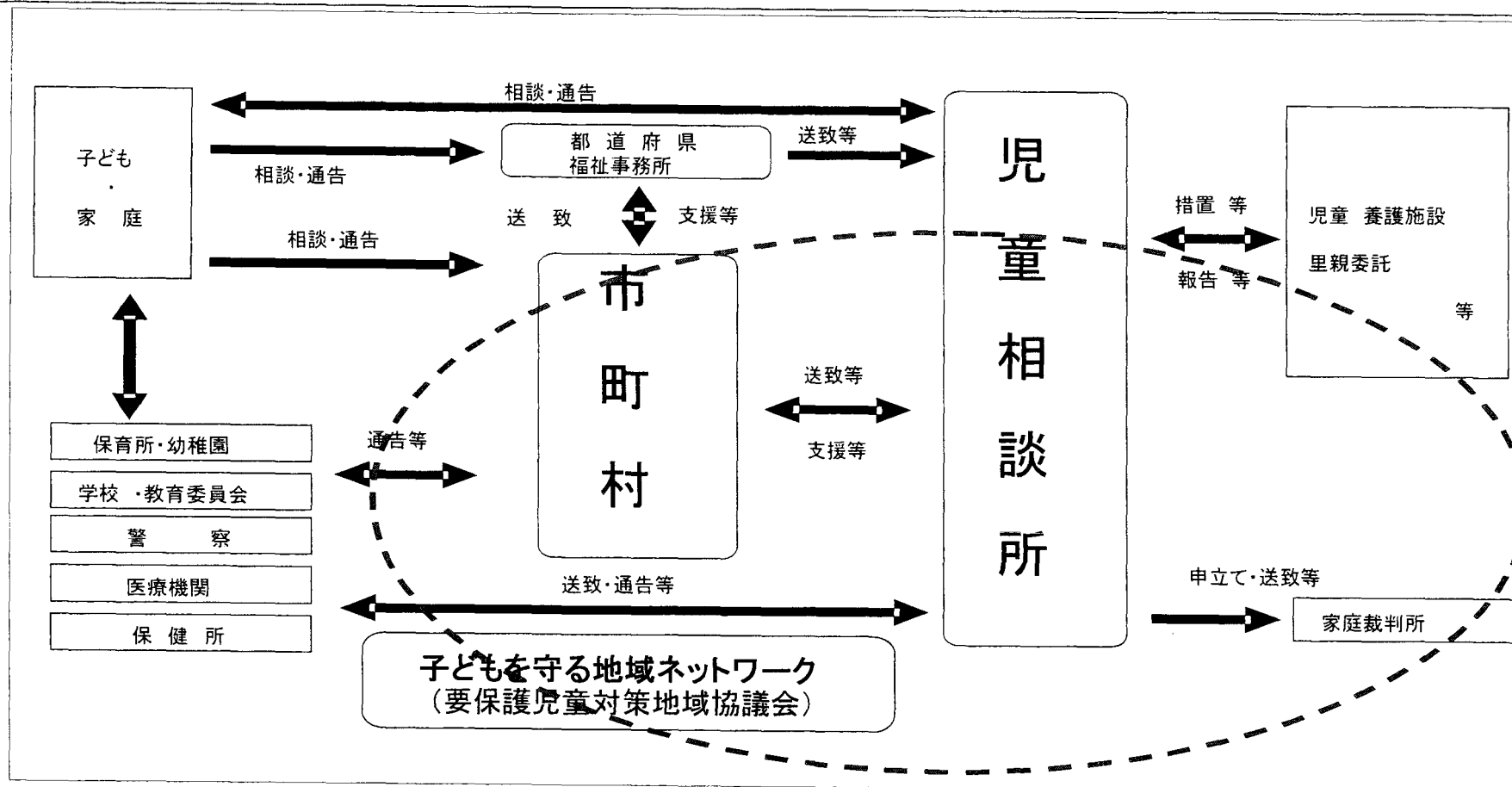
*2) なお、平成18年度に市町村が対応した相談対応件数は48,457件(その後、児童相談所が対応した事案は、児童相談所の件数にも計上されている。)

*3) 児童養護施設の入所定員・入所率は10月1日現在。

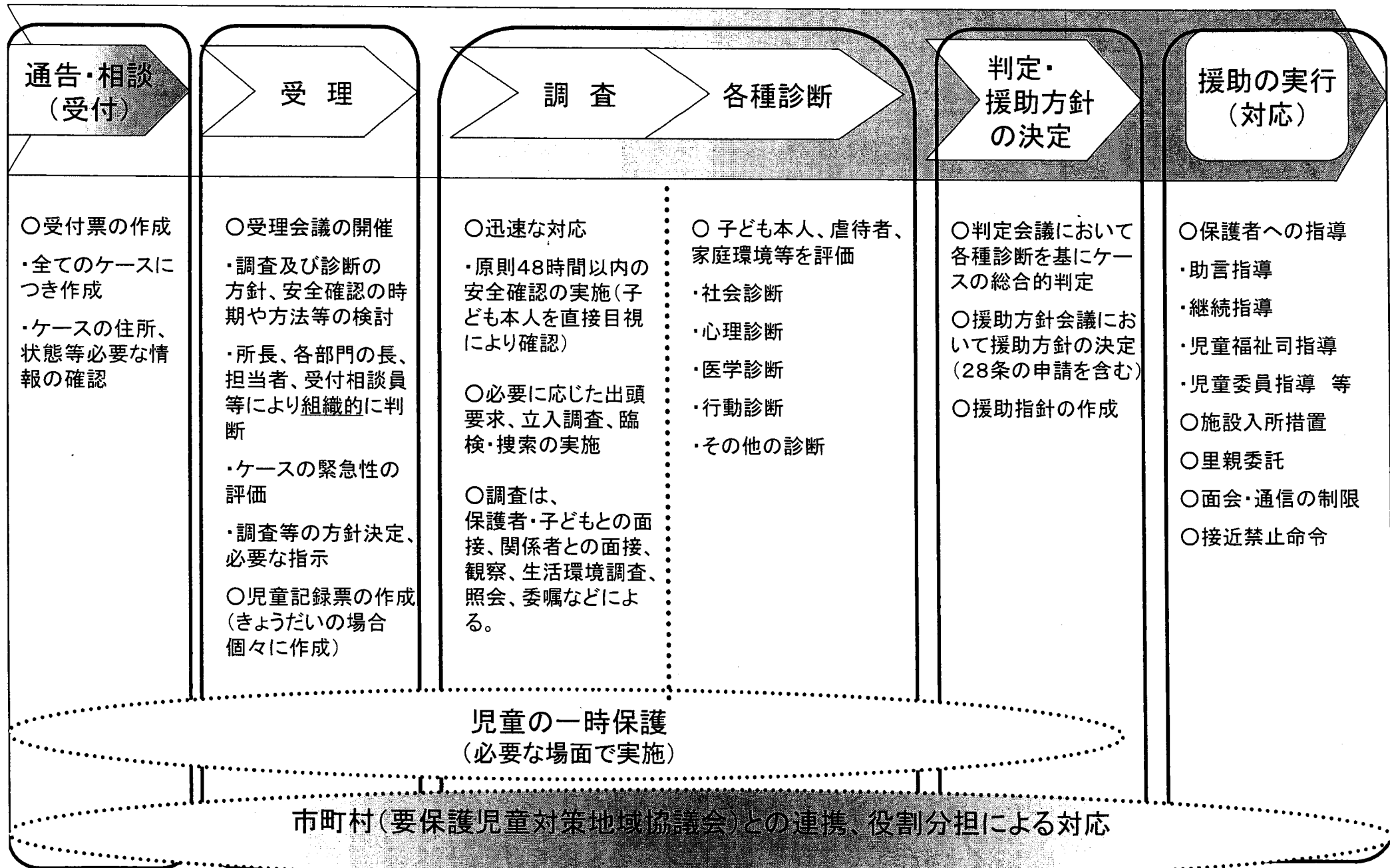
地域における児童虐待防止のシステム

○従来の児童虐待防止対策は、「児童相談所」のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待通告の通告先となり、「市町村」「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。

○現在、各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進められているところ(平成19年4月1日現在、84.1%が設置)。

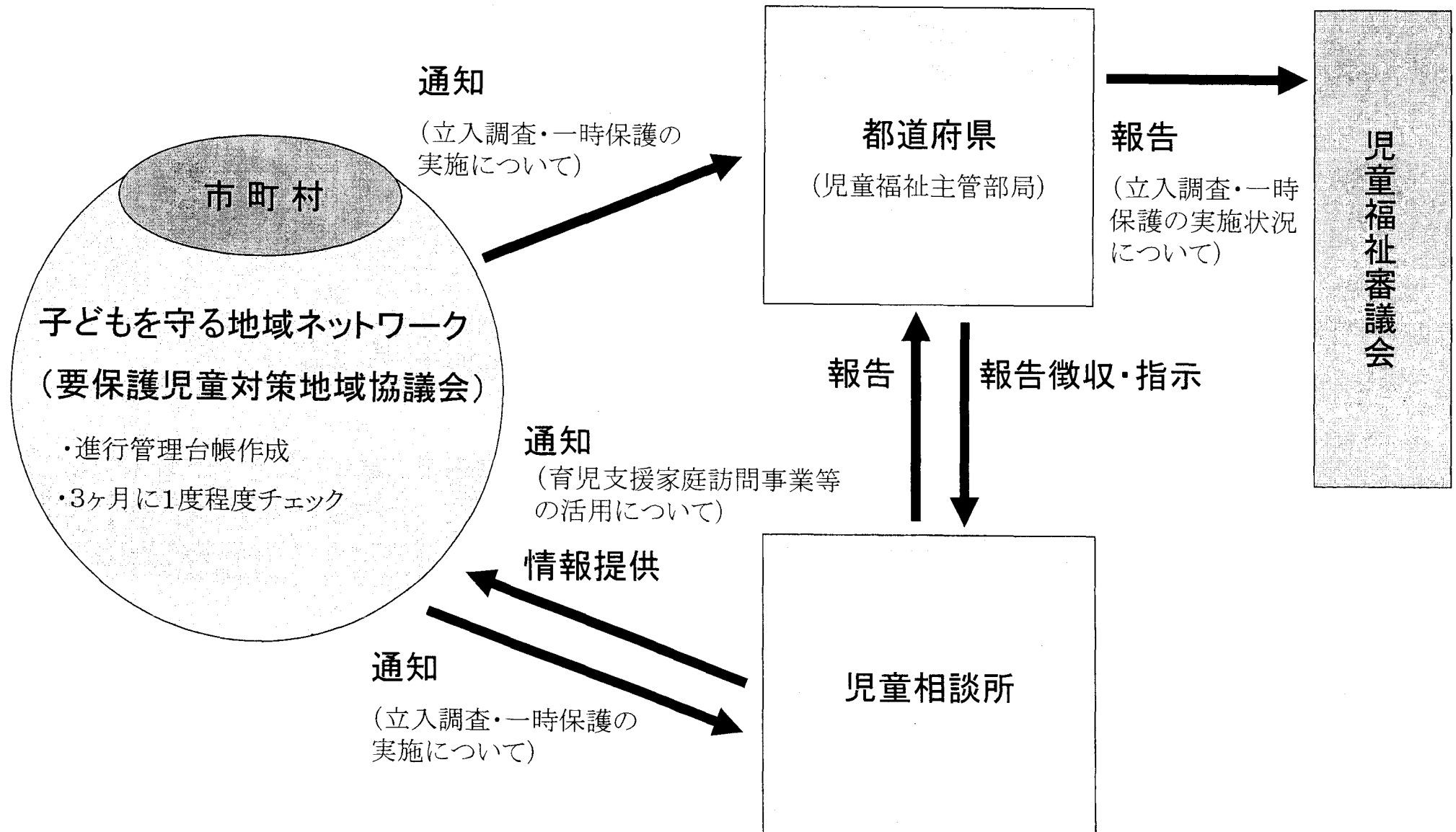


児童相談所における児童虐待ケースへの対応の手順



児童虐待に関する児童相談所と市町村等との連携等について

○児童相談所と市町村等の連携の強化を図るとともに、児童虐待対応に関する都道府県児童福祉主管部局の関与を強化することにより、迅速かつ確実な立入調査・一時保護の実施を確保。



市町村における児童家庭相談体制の状況(都道府県別)

○ 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)又は虐待防止ネットワークの都道府県別設置状況

設置済み 市町村の割合	都道府県数 (構成比)
100%	13 (27.6%)
80%~99%	18 (38.3%)
60%~79%	14 (29.8%)
40%~59%	2 (4.3%)
20%~39%	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)

	要保護児童対策 地域協議会		虐待防止 ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	118	65.6%	36	20.0%	154	85.6%
青森県	24	60.0%	4	10.0%	28	70.0%
岩手県	33	94.3%	2	5.7%	35	100.0%
宮城県	23	63.9%	11	30.6%	34	94.4%
秋田県	16	64.0%	1	4.0%	17	68.0%
山形県	15	42.9%	19	54.3%	34	97.1%
福島県	25	41.7%	19	31.7%	44	73.3%
茨城県	35	79.5%	3	6.8%	38	86.4%
栃木県	30	96.8%	0	0.0%	30	96.8%
群馬県	13	34.2%	11	28.9%	24	63.2%
埼玉県	65	92.9%	5	7.1%	70	100.0%
千葉県	30	53.6%	24	42.9%	54	96.4%
東京都	39	62.9%	9	14.5%	48	77.4%
神奈川県	32	97.0%	1	3.0%	33	100.0%
新潟県	16	45.7%	9	25.7%	25	71.4%
富山県	12	80.0%	0	0.0%	12	80.0%
石川県	19	100.0%	0	0.0%	19	100.0%
福井県	13	76.5%	4	23.5%	17	100.0%
山梨県	24	85.7%	3	10.7%	27	96.4%
長野県	36	44.4%	13	16.0%	49	60.5%
岐阜県	42	100.0%	0	0.0%	42	100.0%
静岡県	19	45.2%	19	45.2%	38	90.5%
愛知県	62	98.4%	1	1.6%	63	100.0%
三重県	23	79.3%	6	20.7%	29	100.0%

	要保護児童対策 地域協議会		虐待防止 ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
滋賀県	11	42.3%	15	57.7%	26	100.0%
京都府	5	19.2%	13	50.0%	18	69.2%
大阪府	40	93.0%	2	4.7%	42	97.7%
兵庫県	39	95.1%	2	4.9%	41	100.0%
奈良県	19	48.7%	9	23.1%	28	71.8%
和歌山県	18	60.0%	5	16.7%	23	76.7%
鳥取県	15	78.9%	4	21.1%	19	100.0%
島根県	20	95.2%	1	4.8%	21	100.0%
岡山県	21	77.8%	3	11.1%	24	88.9%
広島県	19	82.6%	3	13.0%	22	95.7%
山口県	18	81.8%	0	0.0%	18	81.8%
徳島県	16	66.7%	6	25.0%	22	91.7%
香川県	7	41.2%	7	41.2%	14	82.4%
愛媛県	15	75.0%	1	5.0%	16	80.0%
高知県	12	34.3%	11	31.4%	23	65.7%
福岡県	25	37.9%	13	19.7%	38	57.6%
佐賀県	11	47.8%	4	17.4%	15	65.2%
長崎県	16	69.6%	6	26.1%	22	95.7%
熊本県	33	68.8%	14	29.2%	47	97.9%
大分県	16	88.9%	2	11.1%	18	100.0%
宮崎県	15	50.0%	2	6.7%	17	56.7%
鹿児島県	22	44.9%	9	18.4%	31	63.3%
沖縄県	16	39.0%	11	26.8%	27	65.9%
全 国	1,193	65.3%	343	18.8%	1,536	84.1%

※ 平成19年4月1日現在

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（概要抜粋）

社会保障審議会児童部会
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
第4次報告（平成20年3月27日）

検証方法

- 平成18年中に子ども虐待による死亡事例として把握された100例（126人）について、心中以外の事例52例（61人）、心中事例48例（65人）それぞれについて分析。

結 果

1 年齢

- 心中以外の事例では、0歳が最も多く、約3割となっている。

2 妊娠期の問題

- 心中以外の事例の妊娠期の問題について、母子健康手帳未発行、望まない妊娠/計画していない妊娠、妊婦健診未受診の3つのいずれかがあった子どもは26.2%（16人）。

3 地域社会との接触

- 心中以外の事例では、地域社会との接触がほとんどないもしくは乏しいと考えられる家庭の割合が高く、73.1%(19例)となっていた(心中事例では35.3%:6例)。

4 関係機関の関与

① 児童相談所の関与

- 心中以外の事例に関し、児童相談所の関与している割合は、23.1%(12例)となっている。また、児童相談所の関与事例のうち、6例は児童相談所として虐待とは判断せず、リスク判定の見直しを行わなかったものが9例あった。

② 児童相談所以外の関係機関の関与

- 心中以外の事例に関し、関係機関との接点があったが家庭への支援の必要性はないと判断していた事例は、46.2%(24例)となっている。

※心中事例

- 心中による事例は、前年に比して29例(35人)の増加であった。地方公共団体において、検証事例として国に報告すべきものとの認識が高まり、報告が徹底されるようになったためとも考えられるため、単に実際の事例数が増加しているとは言い切れない。

報告事例により明らかとなった課題に対する提言

提言1 関係機関の連携

- 関係機関は、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を活用し、他の関係機関と情報共有を図り連携した対応を検討することを徹底すべき。
- 婦人相談所は、子どもが乳幼児であって母親に精神障害があるようなハイリスクのケースについて、その一時保護所から退所する際、それらの者が居住する市町村に情報提供すべき。
- 市町村は、家庭が転居した場合の対応を含め、乳幼児健診未受診者の把握等を徹底すべき。

提言2 通告・相談体制に関する課題

- 児童相談所における夜間・休日の相談体制について、早急に調査、把握した上で、適切に事例に対応することのできる体制を構築する必要がある。

提言3 アセスメントに関する課題

- 児童相談所は、下記のような状況がある場合には、子どもの生命のリスクが極めて高いことを認識し、アセスメントを行った上で対応することを徹底すべき。
 - ・保護者自ら「子どもを預かって欲しい」などの訴えがある場合
 - ・「子どもの首を絞めてしまった」などの内容が含まれる場合
 - ・それまで支援を求めていた保護者が一転して支援を拒否するなどの変化が見られた場合
- 児童相談所は、家族全体のアセスメントを実施すること、及び虐待が疑われるケースについてきょうだいの安全確認を行うことを徹底すべき。

提言4 虐待者への対応に関する課題

- 児童相談所は、虐待対応において虐待者本人への介入及び支援なしに状況の改善はあり得ないことを十分認識し、虐待通告・相談があった場合、必ず虐待者本人との面接を行った上で指導及び援助を実施するよう周知徹底すべき。

提言5 施設入所措置解除後の対応に関する課題

- 例えば、生後すぐから長期間施設に入所している子どもを措置解除するに当たっては、下記を行うことを条件とすべき。
 - ・保護者の養育能力についてアセスメントを行うこと
 - ・親子の愛着形成のための長期的支援を検討すること
 - ・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の対象ケースとすること
 - ・措置解除の前に支援体制を整えた上で一時帰宅を実施すること

提言6 残されたきょうだいへの対応に関する課題

- 虐待により子どもが死亡し、その家庭に死亡した子どもの他に残されたきょうだいがいる場合には、児童相談所及び市町村はそのきょうだいについて児童記録表を作成し、定期的に安全確認及びアセスメントを行うべき。

提言7 地方公共団体における検証に関する課題

- 改正児童虐待防止法の施行により、地方公共団体における重大事例の検証の責務が規定されることから、本専門委員会が第3次報告で示した「地方公共団体における子ども虐待による死亡事例等の検証について」を参考に、地方公共団体は第三者による客観的かつ詳細な検証が実施できる体制を早急に整えることとすべき。

児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の検証作業を行うことにより、児童虐待防止対策が進展することを期待し、基本的な考え方や検証の進め方を内容とする「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」(雇児総発第0314002号平成20年3月14日)を発出した。

まとめ

- 本検証委員会において、これまで平成15年7月～平成18年12月までの247例(295人)の死亡事例を検証してきた。しかしながら、これまで本検証委員会において具体的な改善策も含め提言したことが活かされず、同様の事態が生じていることは誠に残念である。全ての地方公共団体が本検証結果にも留意して虐待対策に取り組むべきである。

また、国においても、本検証委員会の報告を広く地方公共団体に周知するとともに、具体的改善策の実施状況の把握に努め、虐待防止対策の改善を図るべきである。

平成18年1月～平成18年12月までの死亡事例(心中以外61人)における属性

年齢構成

年齢	0		1	2	3	4	5	6才 以上	合計
		4か月 未満							
人数	20	11	7	5	13	7	2	7	61
割合(%)	32.8	18.0	11.5	8.2	21.3	11.5	3.3	11.5	100.0

主たる加害者

	実母	実父	養父等*	その他	合計
人数	29	5	6	21	61
割合(%)	47.5	8.2	9.8	34.4	100.0

虐待の種類

	身体的虐待	ネグレクト	不明	合計
人数	35	23	3	61
割合(%)	57.4	37.7	4.9	100.0

*継父、母の交際相手

家族形態

	実父母	一人親・未婚	内縁関係	子連れ再婚	養父母	その他	合計
事例数	24	13	7	2	1	5	52
割合(%)	46.2	25.0	13.5	3.8	1.9	9.6	100.0

地域社会との接触

	ほとんどない	乏しい	普通	活発	不明	合計
事例数	11	8	7	0	26	52
割合(%)	42.3	30.8	26.9	0.0	50.0	100.0

いま、何をすべきか

○ 発生予防

- ⇒ 虐待に至る前に防ぐ(気になるレベルで迅速に対応)、育児の孤立化の防止が重要
- ・ 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
 - ・ 集いの場(地域子育て支援拠点)をつくる

○ 早期発見・早期対応

- ⇒ 後手にまわれば虐待死のおそれ、
早期介入は虐待による子どもへの悪影響を回避
- ・ 抱え込まずに早く知らせる(通告)
 - ・ 自治体(児童相談所)が迅速に動く(立入調査・一時保護)

○ 子どもの保護や支援、そして保護者の支援

- ⇒ 親子分離した後の子どものケア、親子再統合に向けた保護者への支援
- ・ 家庭的な養育環境
 - ・ 施設での適切なケア
 - ・ 自立の支援

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【実施主体:市区町村】

生後4か月までの全戸訪問

訪問内容

- ・子育て支援の情報提供
- ・母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・養育環境の把握



家庭訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、
愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子
育て経験者等について、人材発掘・研修を
行い、幅広く登用

ケース対応会議

育児支援家庭訪問
事業

全戸訪問の結果に基づき、必要に応じケース対応会議を行うとともに、要支援家庭に対する訪問指導を行う。

子どもを守る地域ネットワーク
(要保護児童対策地域協議会)

ポピュレーションアプローチ

ハイリスクアプローチ

平成19年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況

	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業			生後4か月までの全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	103	57.2%	70	38.9%	滋賀県	18	69.2%	13	50.0%
青森県	19	47.5%	11	27.5%	京都府	16	61.5%	14	53.8%
岩手県	30	85.7%	20	57.1%	大阪府	18	41.9%	31	72.1%
宮城県	35	97.2%	31	86.1%	兵庫県	28	68.3%	23	56.1%
秋田県	13	52.0%	4	16.0%	奈良県	16	41.0%	15	38.5%
山形県	28	80.0%	20	57.1%	和歌山県	10	33.3%	6	20.0%
福島県	26	43.3%	14	23.3%	鳥取県	15	78.9%	3	15.8%
茨城県	24	54.5%	20	45.5%	島根県	17	81.0%	11	52.4%
栃木県	18	58.1%	17	54.8%	岡山県	17	63.0%	16	59.3%
群馬県	26	68.4%	15	39.5%	広島県	18	78.3%	11	47.8%
埼玉県	27	38.6%	25	35.7%	山口県	14	63.6%	10	45.5%
千葉県	27	48.2%	15	26.8%	徳島県	12	50.0%	9	37.5%
東京都	27	43.5%	42	67.7%	香川県	10	58.8%	6	35.3%
神奈川県	12	36.4%	15	45.5%	愛媛県	7	35.0%	5	25.0%
新潟県	25	71.4%	16	45.7%	高知県	19	54.3%	11	31.4%
富山県	11	73.3%	4	26.7%	福岡県	31	47.0%	31	47.0%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	19	82.6%	8	34.8%
福井県	14	82.4%	6	35.3%	長崎県	21	91.3%	16	69.6%
山梨県	20	71.4%	19	67.9%	熊本県	29	60.4%	13	27.1%
長野県	47	58.0%	28	34.6%	大分県	11	61.1%	9	50.0%
岐阜県	21	50.0%	15	35.7%	宮崎県	10	33.3%	5	16.7%
静岡県	30	71.4%	18	42.9%	鹿児島県	23	46.9%	10	20.4%
愛知県	29	46.0%	35	55.6%	沖縄県	33	80.5%	17	41.5%
三重県	20	69.0%	12	41.4%	全国平均	1,063	58.2%	784	42.9%
					平成18年度	-	-	451	24.6%

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 平成19年度次世代育成支援対策交付金内示ベース

子どもを守る地域ネットワークについて(要保護児童対策地域協議会)

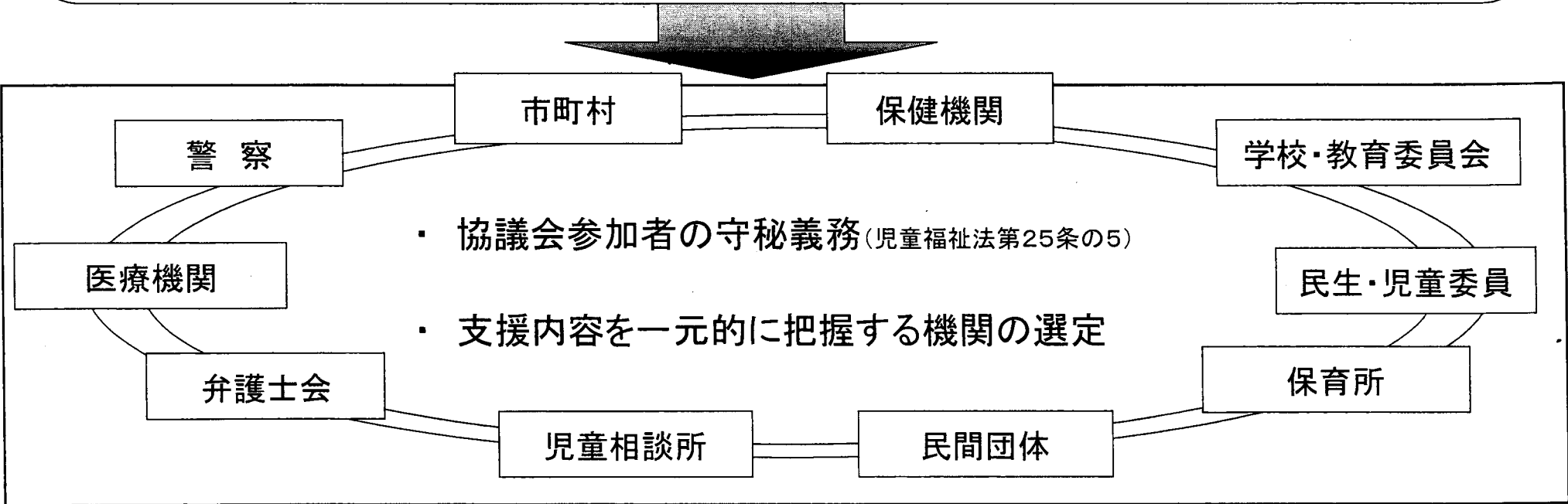
果たすべき機能

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



子どもを守る地域ネットワーク

機能していない自治体の場合

保育園・幼稚園の園長さんとのやりとり

Q 「園で虐待ケースを経験したことは？」

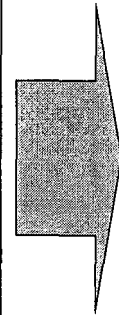
A まったくない！

Q 「風呂に入っていないとか、朝ご飯を食べてこないといったケースは？」

A 結構ある。

Q 「そんなケースはどうするの？」

A ご飯を食べさせたり、保護者に注意したり……。でも、これくらいでは児童相談所に相談しても相手にしてもらえないし……。



ネットワークが機能すると……

「気になるケース」は、市町村の協議会の実務者会議などで検討

- ・ 来月の3歳児健診の際に、保健師が声をかけてみようか。
- ・ 未受診ならば、保健師が訪問することにしてはどうか？
- ・ 生活保護のケースワーカーと相談してみようか。

など

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の運営のイメージ

○協議事項や地域の実情に応じて会議を設定し、効果的な情報交換、意見交換を進める。

代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

- ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ② 定期的に(例えば3か月に1度)、全ての虐待ケースについての状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を実施
- ③ 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- ④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議

- ※ 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。
- ※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。
 - ① 要保護児童の状況の把握や問題点の確認(危険度や緊急度の判断)
 - ② 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - ③ ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定
 - ④ 実際の援助、介入方法(支援計画)の検討
- ※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要

※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

※ この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。

平成20年度児童虐待防止対策関係予算の主な内容



発生予防対策の推進

【孤立化防止】

- ・生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ・育児支援家庭訪問事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・児童虐待防止月間などの啓発活動

早期発見・早期対応 体制の充実

【子どもを守る地域ネットワークの機能強化】

- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【新規】

【児童相談所等の機能強化】

- ・児童相談所による障害児施設への一時委託保護が可能に【新規】

【一時保護施設等の充実】

- ・一時保護施設等の環境改善(一時保護施設等緊急整備計画)

【子どもの心の問題等への対応】

- ・子どもの心の診療拠点病院の整備【新規】

自立に向けた 保護・支援対策の充実 (社会的養護体制の拡充)

【里親制度の拡充】

- ・里親支援機関による里親の支援【新規】
- ・里親手当・専門里親手当の改善、里親受託支度費の改善

【児童福祉施設の支援の充実】

- ・小規模グループケア
- ・児童養護施設への看護師の配置【新規】

【施設退所者等への支援の充実】

- ・地域生活支援事業(モデル事業)【新規】
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)、身元保証人確保対策事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のイメージ(平成20年度新規事業)

【次世代育成支援対策交付金】

【現 状】

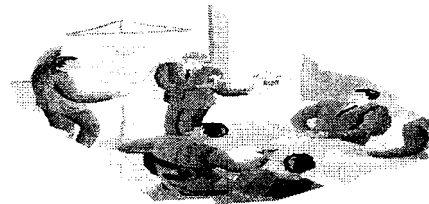
- 子ども・子育て応援プランに基づき、平成21年度までに「子どもを守る地域ネットワーク」の全市町村への設置を推進中
⇒ 84.1%の市町村で設置(平成19年4月1日現在。虐待防止ネットワークを含む。)
- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進が課題
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、10.9%(平成19年4月・調整機関担当職員の状況)

子どもを守る地域ネットワークの機能強化

基本事業

○専任の調整機関職員に対する専門性の向上を図る取組

- ・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講
- ・児童福祉司と同様の資格を有している場合は、更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講



付加的事業

※基本事業の実施が要件

○地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

- ・アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招き、研修会・講習会などを開催

○地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

- ・地域ネットワークと訪問事業(生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業等)の連携した取組

○地域住民への周知を図る取組

- ・地域ネットワーク活動や訪問事業活動について、地域住民への周知を図る取組

地域ネットワークと訪問事業との連携強化(イメージ)

生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

訪問内容

- ・子育て支援の情報提供
- ・母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・養育環境の把握

訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

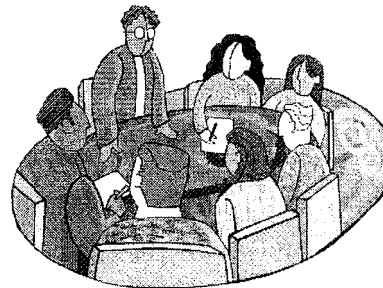
ケース対応会議

特に必要なケース

要保護児童対策地域協議会 (子どもを守る地域ネットワーク)

調整機関 (育児支援家庭訪問事業 中核機関)

進行管理



進行管理

育児支援 家庭訪問事業

訪問内容

保護者の育児、家事等養育能力を向上させるための支援

訪問者

保健師・助産師・看護師・保育士等

連絡調整

特に必要なケース

連携

母子保健法に基づく訪問事業

ケース対応会議

その他の支援

(児童相談所による対応等)

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法の概要

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、平成19年4月国会に提出。同年5月、可決・成立(平成19年6月公布、平成20年4月施行)。

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設。

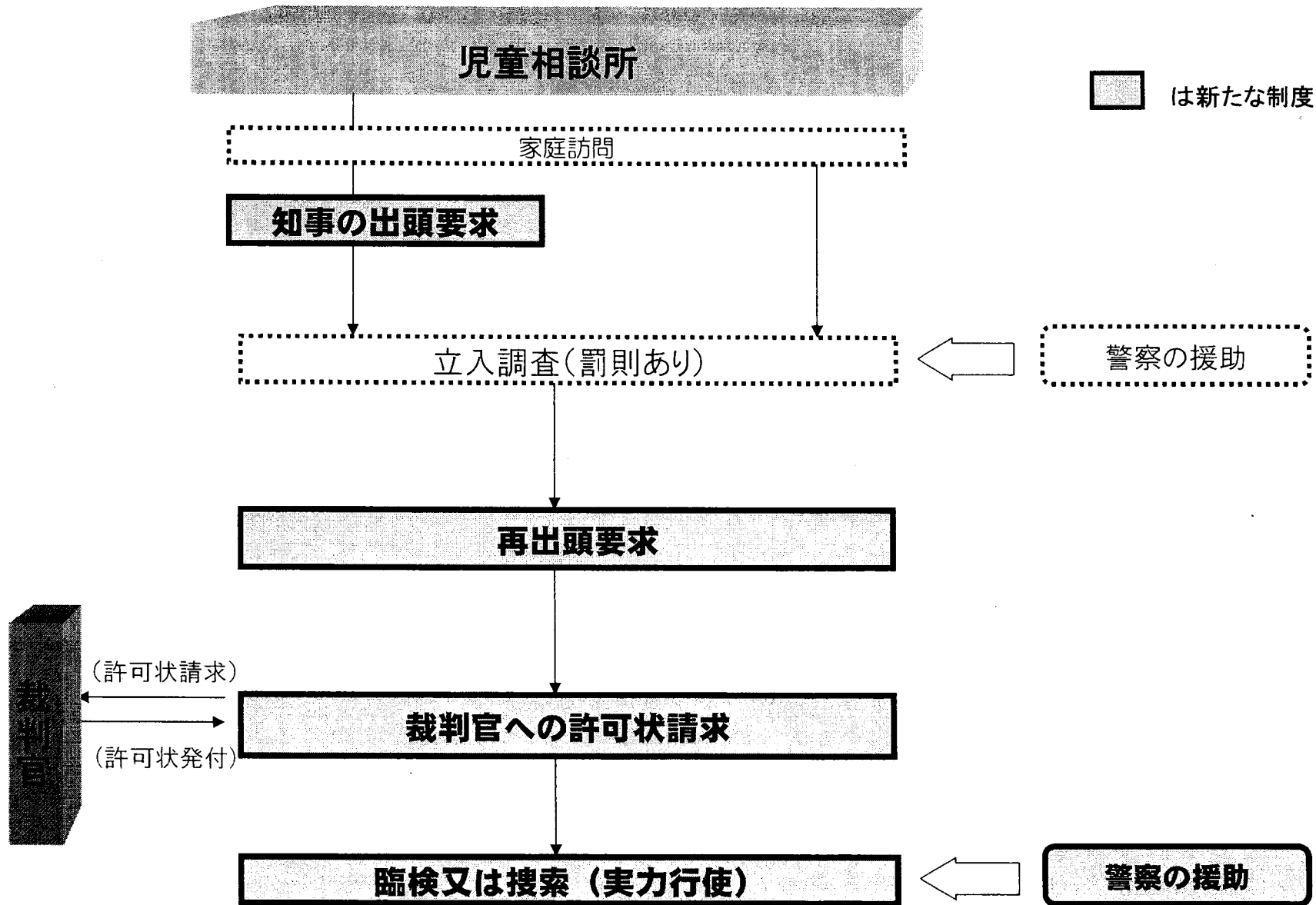
3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置の努力義務化など

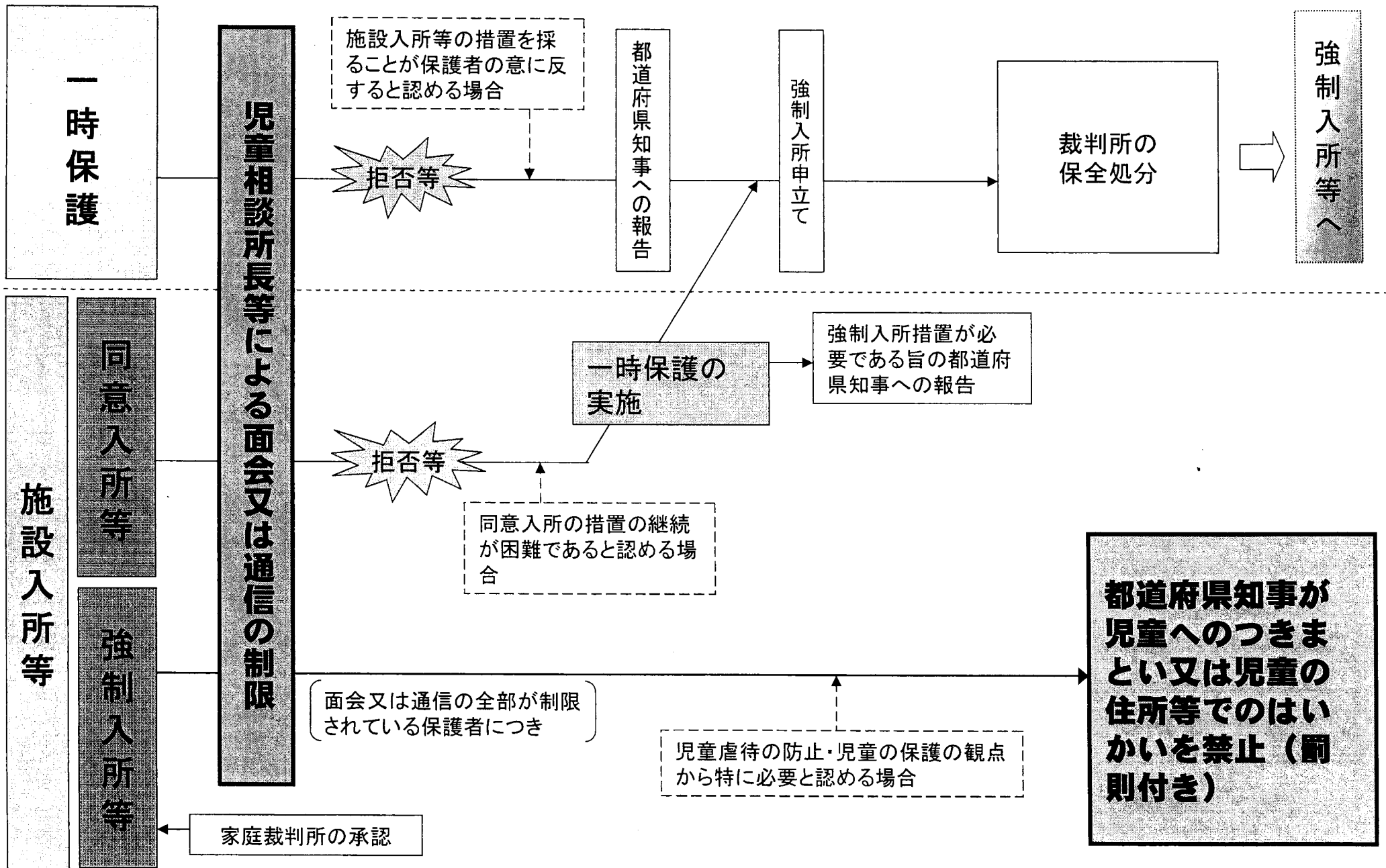
児童の安全確認・保護のプロセス



面会・通信制限の強化等について

	改正前	改正後
<p>一時保護</p> <p>・虐待等により、児童を保護者から一時的に分離する必要がある場合に行われる児童の緊急保護</p>	なし	<p>面会・通信制限</p> <p>※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行</p>
<p>同意入所等</p> <p>・保護者の同意の下に行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置</p>	なし	<p>面会・通信制限</p> <p>※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行</p>
<p>強制入所等</p> <p>・保護者の同意のないまま、家庭裁判所の承認を得て行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置</p>	面会・通信制限	<p>面会・通信制限</p> <p>+</p> <p>接近禁止命令（罰則あり）</p>

面会等の制限等について



社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,882人	2,453人	3,424人

資料：福祉行政報告例 [平成18年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数 (公立・私立)	120か所 (15か所・105か所)	559か所 (53か所・506か所)	31か所 (12か所・19か所)	58か所 (56か所・2か所)	46か所
児童定員	3,707人	33,561人	1,486人	4,101人	336人
児童現員	3,143人	30,764人	1,131人	1,836人	236人

資料：社会福祉施設等調査報告[平成18年10月1日現在]
自立援助ホームは連絡協議会調[平成19年12月1日現在]
(12月1日現在協議会に加入しているホームについて)

小規模グループケア	322カ所
地域小規模児童養護施設	118カ所

資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成18年度]

社会的養護専門委員会報告書（ポイント）

社会的養護を必要とする子どもの増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化・複雑化

1. 子どもの状態に応じた支援体制の見直し

(1) 家庭的養護の拡充

① 里親制度の拡充

- 里親委託を促進するための制度的な枠組みを整備
 - ・ 「養育里親」と「養子縁組里親」の区別
 - ・ 里親認定登録制度の見直し、里親研修の義務化等
 - ・ 里親手当について里親による養育を社会的に評価する額への引上げ
- 里親支援の強化及び里親支援機関の創設

② 小規模グループ形態の住居における新たな養育制度の創設

- 小規模グループ形態の住居における養育を里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置付け
 - ・ 同事業を社会福祉事業とし、一定の要件を課す

③ 施設におけるケア単位の小規模化等家庭的養護の推進

- (2)の検討と併せて検討

(2) 施設機能の見直し

- 子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設類型のあり方を見直しするとともに人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等を含めてケアの改善に向けた方策を検討。
このような見直しを具体的に進めるためには必要な財源の確保が不可欠であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析することが必要。
- 上記と並行して施設における専門機能の強化や自立支援策の強化を実施

2. 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの確立

(1) 児童相談所のアセスメント機能の強化

- 児童相談所等の体制強化、一時保護から措置解除までの各段階における必要な事項の標準化の実施

(2) 家庭支援機能の強化

- 児童家庭支援センターにおける施設附置要件の見直し、生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業の推進、要保護児童対策地域協議会の調整機関への一定の専門性を有する者の配置など

3. 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充

○ 年長児童の自立支援のための取組の拡充

- ・ 自立生活援助事業(自立援助ホーム)の見直しによる自立支援の強化・充実
- ・ 施設を退所した子ども等に対する相談等を行う拠点事業の創設

4. 人材確保のための仕組みの拡充

○ 職員及びその専門性を確保するため以下の施策の検討

(1) 施設長・施設職員の要件の明確化

(2) 基幹的職員(スーパーバイザー)の配置、養成のあり方

- ・ 自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員の配置を義務付け等

(3) 国及び都道府県の研修体制の拡充

- ・ 都道府県が人材育成を計画的に進めるための仕組みの導入
- ・ 国による人材育成に関する指針の作成、研修体制の拡充等

5. 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保のための方策

○ 施設内虐待の防止等子どもの権利擁護の強化に関する以下の施策の検討

(1) 措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備

- ・ 都道府県児童福祉審議会の調査審議事項として措置された子どもの権利擁護に関する事項の明確化等

(2) 監査体制の強化等ケアの質の向上のための取組の拡充

(3) 施設内虐待等に対する対応

- ・ 施設内虐待が起こった場合に外部へ知らせる仕組み(子どもの届出、職員の通告義務)
- ・ 通告した職員等の保護(届出をした子ども・通告した職員に関する都道府県等の秘密保持、不利益取扱いの禁止)
- ・ 届出、通告があった場合の都道府県が講じるべき措置の明確化(子どもの保護、施設等に対する立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分等)
- ・ 施設内虐待に関する検証・調査研究、公表

6. 社会的養護体制の計画的な整備

- 要保護児童に対し適切な支援を行い得るような社会的養護の提供量を確保するという観点から、都道府県において計画的にその整備を行う仕組みの構築の検討

児童福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容

趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

(1) 子育て支援事業を法律上位置付け (平成21年4月施行)

○ 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。

- ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
- ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
- ③ 地域子育て支援拠点事業
- ④ 一時預かり事業

○ また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

(2) 家庭的保育事業を法律上位置付け (平成22年4月施行)

○ 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。

○ 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。

○ 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

2 児童福祉法の改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

(1) 里親制度の改正 (平成21年1月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
- 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業の創設 (平成21年4月施行)

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成21年4月施行)

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 年長児の自立支援策の見直し (平成21年4月施行)

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとするとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直しを行う。

(5) 施設内虐待の防止 (平成21年4月施行)

- 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

(6) その他 (平成21年4月(提供体制の計画的整備は平成22年4月)施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

3 次世代育成支援対策推進法の一部改正①（地域における取組の促進）

(1) 国による参酌標準の提示（公布から起算して6月以内に施行）

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

(2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画（公布から起算して6月以内に施行）

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

(3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し（平成22年4月施行）

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 次世代育成支援対策推進法の一部改正②（一般事業主による取組の促進）

(1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大（平成23年4月施行）

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

(2) 一般事業主行動計画の公表・周知（平成21年4月施行）

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③（特定事業主による取組の促進）

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務づけるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

子育て支援事業の定義規定のイメージ

1 乳児家庭全戸訪問事業

市町村内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、①子育てに関する情報の提供、②乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、③養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

2 養育支援訪問事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、これらの者の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

3 地域子育て支援拠点事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

4 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

5 家庭的保育事業

保育に欠ける乳児又は幼児について、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業

子育て支援事業の事業開始・指導監督の仕組みのイメージ

1 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の事業開始・指導監督の仕組み（乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業）

～事業開始時～

事業の開始

都道府県知事へ事業開始の届出（※事後）
（事業開始から1ヶ月以内）

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の
報告徴収、検査が可能

都道府県知事は、
・事業者が報告徴収・検査に応じない場合
・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合
等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

2 児童福祉法に基づく一時預かり事業・家庭的保育事業の事業開始・指導監督の仕組み

～事業開始時～

都道府県知事へ事業開始の届出（※事前）

事業の開始

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の
報告徴収、立入検査が可能

都道府県知事は、事業が基準に適合しない場合は、必要な措置を命ずることが可能。

+

都道府県知事は、
・事業者が命令・処分に違反した場合
・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合
等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

※ このほか、第2種社会福祉事業として位置付けた事業（乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家訪問事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業）については、①寄付金の募集に際しての許可制度、②サービス利用者に対する情報提供努力義務、③利用申込み時の契約内容等の説明の努力義務、④自己評価等の質の向上の努力義務、⑤誇大広告の禁止等の社会福祉法の規定のほか、⑥消費税等の非課税措置の対象となる。

虐待防止に関する啓発

児童虐待防止月間（11月）において集中的な啓発活動を行うほか、民間団体（NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）によるオレンジリボンキャンペーンなどが実施されている

オレンジリボン・キャンペーン ～子どもの虐待をなくそう！～

オレンジリボン憲章

子ども虐待防止のオレンジリボン

- ① 私たちは、子どものいのちと心を守ります
- ② 私たちは、家族の子育てを支援します
- ③ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します
- ④ 私たちは、地域の連帯を拡げます



☆ あなたにできること・・・

- まずは身近な自分の子育てを振り返ってみてほしい
- もし、子育てに悩んでいる人がいたら、ひとりで抱え込まずに相談してほしい
- もし、虐待で苦しんでいる子どもたちがいたら、がまんしないで打ち明けてほしい
- 自分の周囲で虐待が疑われる事実を知ったときは、躊躇なく通報してほしい
- 虐待を受けた子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わってほしい（寄付でも、ボランティアでも）
- もし、可能なら、虐待を受けた子どもたちのための親代わり（里親）になってみてほしい

生後4か月までの全戸訪問事業に係る論点及び今後の方向性について

	平成20年度 次世代育成支援対策交付金要綱（案）	論点及び今後の方向性（案）
	生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	<p>1 名称</p> <p>（方向性）</p> <p>○ 児童福祉法改正案においては「乳児家庭全戸訪問事業」として位置づけられている一方、市町村等の現場においては、「こんにちは赤ちゃん事業」の名称が浸透していることから、平成21年度より、名称を「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」に変更してはどうか。</p>
① 事業内容	すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とする事業。	
ア 対象者	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭	<p>2 対象者</p> <p>（方向性）</p> <p>（1）対象から除外する者</p> <p>○ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することが原則であるが、以下の場合には、訪問する対象としないこととしてはどうか。（市町村独自に対象とすることはあり得る）</p> <p>① 養育支援訪問事業の実施により、既に情報提供や養育環境の把握ができている場合</p> <p>② 訪問を働きかけたにもかかわらず拒否された場合</p> <p>③ 子の入院や長期の里帰り出産等により生後4か月までには当該市町村の住居に子がいないと見込まれる場合（要綱のイに定めるところにより、生後5か月までに訪問する見込みがある場合を除く）</p>

		<p>○ 上記②、③の場合について、その後の対応のあり方等について示すこととしてはどうか。</p>
イ 訪問の時期	<p>対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。</p> <p>ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。</p>	<p><u>3 訪問の時期</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 「生後4か月を迎えるまで」との時期や当該期間経過後の取扱いについては、現行どおりの取扱いとしてはどうか。</p>
ウ 訪問者	<p>訪問者については、特に資格要件は問わない。</p> <p>保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修(講習)を行うものとする。</p>	<p><u>4 訪問者</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 訪問者については、現行どおりの取扱いとしてはどうか。(研修のあり方については後述。)</p>
② 実施内容	<p>ア 育児に関する不安や悩みの聴取、相談</p> <p>イ 子育て支援に関する情報提供</p> <p>ウ 要支援家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整</p>	<p><u>5 実施内容</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 実施内容として、養育環境の把握を明確に位置づけることとしてはどうか。</p>
③ 実施に当たっての留意事項	<p>家庭訪問の実施に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>ア 出生届や母子健康手帳交付等の機会を活用して、本事業の周知を図るとともに事前に訪問日時の同意を得るよう、訪問を受けやすい環境づくりを進めること。</p>	<p><u>6 実施に当たっての留意事項</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 改正法案により、市町村が事務を委託する場合における委託先の従事者への守秘義務が創設されることも踏まえ、守秘義務徹底のための対応について整理してはどうか。</p>

	<p>イ 訪問者が市町村職員以外の者の場合には、訪問活動によって知り得た情報については、守秘義務を課し、個人情報の保護に万全を期すこと。</p> <p>ウ 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。</p> <p>エ 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮すること。</p> <p>オ 訪問の際は、地域子育て支援拠点事業の実施場所一覧表を持参するなど、子育て親子が必要とする身近な地域での様々な子育て支援に関する情報を提供すること。</p> <p>カ 訪問結果については、あらかじめ市町村で定めた書式に基づき、市町村の担当部署に報告すること。</p> <p>キ 市町村の保健師等専門職が訪問結果についてアセスメントし、支援が必要な家庭か否かを判断すること。</p>	<p>○ 左記カ・キについては、支援の必要性の判断や対応方針決定のプロセスとしてまとめて示すこととしてはどうか。</p> <p>○ 養育環境の把握のポイント等について示すこととしてはどうか。</p>
<p>④ 研修(講習)</p>	<p>必要な研修(講習)については、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、③の留意事項を踏まえるとともに、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導(ロールプレイング等)などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。</p>	<p>7 訪問者の研修</p> <p>(方向性)</p> <p>○ 訪問者の質を確保するためにも、訪問者の研修プログラム等を示すこととしてはどうか。</p>
<p>⑤ ケース対応会議</p>	<p>訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的な</p>	<p>8 支援の必要性の判断や対応方針決定のプロセス</p>

	<p>サービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ育児支援家庭訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけることとする。</p>	<p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別ケースについて、次のように支援の必要性の判断や対応方針決定を行う旨明確化してはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 訪問者は、訪問結果についてあらかじめ市町村で定めた書式に基づき、市町村の担当部署に報告 ② 市町村の保健師等専門職が、訪問者からの報告等に基づき、支援が必要な家庭か否かを判断。 ③ 支援が必要な家庭について、訪問者、市町村における母子保健担当者、児童福祉担当者、要保護児童対策調整機関の職員等によるケース対応会議を開催し、具体的な支援の内容等を協議。なお、同ケース対応会議においては、必要に応じて、支援が特に必要かどうかについても協議を行う。 ④ ケース対応会議の結果、要保護児童対策地域協議会における支援内容の協議が等が特に必要と判断されたケースについては、ケースを調整機関に送致し、協議会において支援内容等を協議。 ○ 産後うつ等の精神疾患については、非医療職が訪問する場合など養育環境の把握等のあり方について特に整理することとしてはどうか。
<p>⑥ 新生児訪問指導等との関係</p>	<p>既に、母子保健法に基づく新生児訪問指導等や独自の訪問活動を実施している市町村において、これらの訪問指導等を活用して本事業の実施を検討する場合、本事業の②の内容を満たす場合は、本事業として取り扱って差し支えないこと。</p>	<p>9 母子保健法に基づく訪問事業との整理</p> <p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子保健法に基づく妊産婦訪問、新生児訪問、保健指導（保健所を設置する市・特別区においては未熟児訪問を含む。）等との関係については、改正法案において、市町村は母子保健法に基づく指導と併せて全戸訪問事業を行うことができるとされていることから、現行どおりの取扱いとしてはどうか。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <pre> graph LR A[全戸訪問事業 子育て支援に関する情報提供や必要なサービスにつなげるための養育環境の把握] --> B[保健指導等] </pre> </div>
<p>⑦ 実施計画</p>	<p>本事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することを目的としてい</p>	<p>10 全戸訪問の完全実施に向けての課題</p>

	<p>るが、事業を開始した年度内にこうした目的を達成できる体制整備が困難な場合も想定されることから、段階的に実施することも認められるものとする。この場合にあつては、カバー率（対象家庭に対する訪問実績）100%に向けた実施計画を作成することとし、その計画期間は平成21年度までとする。</p> <p>なお、作成に当たっては、既の実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し実効的な計画とすること。</p>	<p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行どおりの取扱いとしてはどうか。
		<p><u>1.1 委託先の要件</u></p> <p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託先については、適切な訪問者の配置、個人情報保護や訪問結果に基づく対応方針決定等の体制の観点から、要件を検討することとしてはどうか。 ○ 地域子育て支援拠点への全戸訪問事業の委託を進めることもあり得るが、母子保健との関係性も踏まえつつ、こうした方向性も検討してはどうか。

育児支援家庭訪問事業に係る論点及び今後の方向性について

	次世代育成支援対策交付金要綱	論点及び今後の方向性（案）
名称	育児支援家庭訪問事業	<p><u>1 名称</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 児童福祉法改正案においては「養育支援訪問事業」として位置づけられていることから、平成21年度より名称を「養育支援訪問事業」に変更してはどうか。</p>
中核機関	この事業の中核となる機関（中核機関）を定める。	<p><u>2 中核機関と調整機関の役割分担</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 基本的には中核機関と調整機関を同一機関が担うことを想定しているが、それぞれの役割については、以下の方向で整理することとしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核機関は、養育支援訪問事業のケース進行管理や当該事業に係る他の支援との連絡調整を実施 ・ 調整機関は、中核機関が必要と判断した場合、会議を開催して支援の必要性や支援内容を協議し、その結果を中核機関に伝達
事業内容	市町村の中核機関において、関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な育児支援に関する技術的援助を訪問により実施する事業。	<p><u>3 事業のあり方</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 今後は、養育支援訪問事業が、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 支援が特に必要である者を対象とするものであること ② 密度の濃いサービスを実施するものであること ③ 利用者に積極的アプローチを行うものであり、利用者と協働して行う生活支援・精神支援サービスに重きを置く事業であること（専門家が上の立場から指導するにとどまらない）

④ 必要に応じて他制度と連携して行うものであることを明確化することとしてはどうか。

○ また、事業のあり方について整理し、例えば次のものなど具体的に想定される事業のあり方を明示することとしてはどうか。

ア) 短期集中支援型

(=短期間、頻回に訪問。包括的・リハビリテーション的に実施。)

○ 0歳児等低年齢の児童を抱える保護者などで支援が特に必要な状況に陥っている者について、例えば3ヶ月など短期・集中的な支援を行い、自立して適切な養育を行うことができるようになることを目指すこととしてはどうか。

○ この場合、生活支援・精神的支援を中核としつつ保健分野等の専門的支援が必要となるときは、当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつないでいくこととしてはどうか。

○ なお、短期集中支援型としては、0歳児の保護者で中度以上の育児不安にある者や産後うつのある者、児童が施設を退所した直後の保護者等が考えられる。

イ) 中期介入型

(=中期的にきめ細かに対応。対象者との関係性、生活の維持に重点。)

○ 生活面に配慮した対象者と協働してのきめ細かな支援が必要とされた者等について、中期的な支援を念頭に、一定の目標・年限を設定した上できめ細かな指導・助言等の支援を行い、最低限の児童の養育環境の維持を目指すこととしてはどうか。

○ なお、中期介入型としては、典型的には、食事、衣服、生活環境等について一定ネグレクトにあるケースを想定しており、また、児童相談所の在宅での保護者指導と連携して支援を行うことをも想定される。

		<p><u>4 既存事業との整理・役割分担</u></p> <p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子保健法に基づく妊産婦訪問、新生児訪問、保健指導（保健所を設置する市・区においては未熟児訪問を含む。）については、母性及び乳幼児の健康の保持増進に虐待予防も含みうることから、養育支援訪問事業と趣旨、内容が重複するため、これらの事業の関係を整理することとしてはどうか。 ○ 養育支援訪問事業については、次の点が母子保健法に基づく訪問事業と異なるものと整理してはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 目的 <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健（＝母性や乳幼児の健康の保持増進）の観点ではなく、<u>養育支援の観点から行う事業であること</u> ② 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健では対象とならない<u>学齢期以後も対象とするものであること</u> ③ 内容・手法 <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導にとどまらず、<u>利用者との協働の考え方の下、家事援助も含めた生活支援・精神的支援を行うものであること</u> ・<u>単一の分野にとどまらない内容を含み得るほか、必要な場合には他制度と連携しながら行う包括的事業であること（要保護児童対策地域協議会と密接に連携）</u> ・<u>短期・集中的に又はきめ細かに相手に指導・助言等を行うなど、密度の濃いサービスを想定しているものであること</u>
<p>実施方法 ア 支援対象</p>	<p>この事業の支援対象は、生後4か月までの全戸訪問事業の実施その他により、市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。</p>	<p><u>5 対象者</u></p> <p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者としては、支援が特に必要である者が対象であることをより強調するとともに、3で示した短期集中支援型、中期介入型のそれぞれに対応した対象者を示すこととしてはどうか。

(7) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭

なお、妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする。

(イ) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭

(ウ) 児童の心身の発達が正常範囲ではなく、又は出生の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動・発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭

○ 短期集中支援型については、主に、左記（ア）の者であって支援が特に必要である者及び左記（イ）のうち、「児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭」を対象とすることとしてはどうか。

また、今回の改正法案においては、新たに出生前において出産後の養育について支援が特に必要と見込まれる妊婦（以下「特定妊婦」。）も養育支援訪問事業の対象とされることから、当該妊婦についても記述を追加してはどうか。

○ 中期介入型については、主に、ネグレクト又はそのおそれのある者等であって、他の事業における支援よりもきめ細かに指導・助言を行うことが必要である者などを対象とすることとしてはどうか。

○ 左記（イ）の「ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭」については、養育支援訪問事業が全国に定着するまでの間、虐待予防に資するとの事業の趣旨や実際の取組状況から、事業の主な対象者としては想定しないこととしてはどうか。

○ 左記（ウ）の「障害を招来するおそれのある児童のいる家庭」についても、短期集中支援型や中期介入型の対象者となるような場合を除き、養育支援訪問事業が全国に定着するまでの間、虐待予防に資するとの事業の趣旨や実際の取組状況、さらには別途障害児サービスのあり方について議論が行われていることに鑑み、当面事業の主な対象者として想定しないこととしてはどうか。

6 対象者の判断基準

(方向性)

○ 現在「養育支援が必要となりやすい要素の例」に該当する家庭等について、必要に応じて関係機関からの情報収集により家庭の養育状況を把握し、その結果支援の必要性があると思われる家庭に対し、養育支援を行うこととされている。

※ 当該「要素の例」で示される例示はあくまでも情報の断片であり、仮にこれ

		<p>らの要素を有していたとしても、直ちに養育支援が必要となるものではないと整理されている。</p> <p>○ 3のとおり事業のあり方を明確化するほか、5のとおり対象者の見直しも行うことから、改めて上記「養育支援が必要となりやすい要素の例」を見直し、実効性のあるチェックリストの作成を行うこととしてはどうか</p>
イ 支援内容	<p>(7) 家庭内での育児に関する具体的な援助</p> <p>a 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助</p> <p>b 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導</p> <p>c 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導</p> <p>d 若年の養育者に対する育児相談・指導</p> <p>e 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援</p> <p>(イ) 発達相談・訓練指導</p> <p>家庭における指導が必要な場合には、理学療法士等を派遣して、家庭の状況等に即した発達指導を行う</p>	<p>7 支援内容（家事援助の必要性）</p> <p>（方向性）</p> <p>○ 現在、事業の対象者を募集する広報を行い、単に産褥期にある者について本人の申請に基づき家事援助が行われている地域があるなど、支援が特に必要である者以外も対象とするような取扱いを行っている実態が見受けられる。</p> <p>○ 3のように支援が特に必要である者を対象とすること明確にすることに伴い、支援対象として、左記（ア）aの産褥期の育児支援や家事等の援助については、産褥期であることのみを理由にこれを実施することは認めないこととしてはどうか。</p> <p>ただし、産褥期の育児支援や家事等については、5で述べた対象者に該当し、一定の目的を設定しつつ、介入の手段として行う場合には例外的に認める取扱いとしてはどうか。</p> <p>○ 左記（イ）の発達相談・訓練指導については、5で述べたとおり、「障害を招来するおそれのある児童のいる家庭」について、当面事業の主な対象者として想定しないこととすることに伴い、支援内容としては特段記述しないこととしてはどうか。</p> <p>○ 2のとおり事業のあり方を明確化することから、短期集中支援型等の類型に即して、支援の期間や密度、内容について示すこととしてはどうか。（例：「3ヶ月に限定し、集中的に実施」、「きめ細かに中期的に対象者に指導・助言」など）</p>
ウ	この事業の中核となる機関（中核機関）	8 対象家庭の把握方法、支援計画の策定等の手順

支援の対象者、支援内容の決定方法

を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

(方向性)

- 対象者の把握方法については、生後4か月までの全戸訪問事業により把握することのほか、今回の改正法案において、特定妊婦も養育支援訪問事業の対象とされるとともに、要保護児童対策地域協議会の対象に追加されることから、特に母子保健担当部署・機関や医療機関との連携を図り、対象者を把握することも念頭に置くよう、記述を見直すこととしてはどうか。

9 効果測定や支援の終結決定の判断の明確化

(方向性)

- 支援について標準的な実施期間を示すこととし、効果測定のあり方についてもアセスメントのあり方として今後検討することとしてはどうか。また、終結の決定も当該アセスメントの結果を踏まえて行うこととしてはどうか。

なお、支援の終結の決定については、支援の開始と同様に、必要に応じて要保護児童対策地域協議会を開催し、その議論を踏まえて行うこととしてはどうか。

10 中核機関と調整機関との効果的な連携のあり方

(方向性)

- 調整機関が中核機関となり、必要に応じて要保護児童対策地域協議会を開催して支援内容等を検討し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う方向で整理し、あり方を示すこととしてはどうか。

11 守秘義務

(方向性)

- 乳児家庭全戸訪問事業と同様に、改正法案により、市町村が事務を委託する場合における委託先の従事者への守秘義務が創設されることも踏まえ、守秘義務徹底の

		ための対応について整理してはどうか。
<p>エ</p> <p>訪問支援の実施者</p>	<p>訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。</p> <p>(7) 養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に対する育児、家事の援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等が実施する。</p> <p>(イ) 産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施する。</p>	<p>12 <u>訪問支援者の要件（求められる専門性等）、研修等のあり方</u></p> <p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記（ア）については、7で述べたとおり、家事援助等はいくまでも一定の目的を設定した上で介入の手段として行うものと整理することから、こうした観点から改めて訪問者について整理することとしてはどうか。 ○ 左記（イ）については、現行どおりの取扱いとしてはどうか ○ 訪問者の質を確保するためにも、訪問者の研修プログラム等を示すこととしてはどうか。 <p>13 <u>マネジメントを担う者の必要性</u></p> <p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関において養育支援訪問事業に係るマネジメント専任の者がいることが望ましく、例えば、要保護児童対策地域協議会が設置されている場合には、その調整機関の職員が養育支援訪問事業のマネジメントに従事するよう促すことなどを検討してはどうか。 <p>また、同協議会が設置されていない場合、中核機関において養育支援訪問事業に係るマネジメントを担う者の配置が望ましい旨示すことなども検討してはどうか。</p>
<p>委託</p>	<p>—</p> <p>(事業の委託については認めている)</p>	<p>14 <u>委託先の要件</u></p> <p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託先については、適切な訪問者の配置、個人情報保護や訪問結果に基づく対応方針決定等の体制の観点から、要件を検討することとしてはどうか。

児童福祉法等の一部を改正する法律案新旧対照表（抜粋）

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）
（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

b

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 福祉の保障</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 要保護児童の保護措置等（第二十五条―第三十三条の九）</p> <p>第六節 被措置児童等虐待の防止等（第三十三条の十一―第三十三条の十七）</p> <p>第七節 雑則（第三十四条・第三十四条の二）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六条の二 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等（義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。）につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村（特別区を</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 福祉の保障</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 要保護児童の保護措置等（第二十五条―第三十三条の八）</p> <p>第六節 雑則（第三十四条・第三十四条の二）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六条の二 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十七条第七項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて同項の措置を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>②・③（略）</p>

含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居室において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次条第一項に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

第六条の三 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるものうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十四に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七條第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

② (略)

③ 市町村は、前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

④ (略)

⑦ 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十七條第六項、第三十三條の十二第一項及び第三項、第三十三條の十

第六条の三 この法律で、里親とは、養育里親及び保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるものうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

② この法律で、養育里親とは、要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の九に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

第八条 第七項、第二十七条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七條第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

② (略)

③ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

④ (略)

⑦ 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十七條第六項、第四十六條第四項並びに第五十九條第五項及び第六項

三、第三十三条の十五、第四十六条第四項並びに第五十九条第五項及び第六項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 (略)

②③⑤ (略)

第十二条 (略)

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号ロからホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。

③・④ (略)

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一③三 (略)

において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 (略)

②③⑤ (略)

第十二条 (略)

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号ロからホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。

③・④ (略)

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一③三 (略)

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したときは、当該要支援児童等に対し、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

② 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十条、第十一条第一項若しくは第二項又は第十七条第一項の指導（保健所を設置する市又は特別区にあつては、同法第十九条第一項の指導を含む。）に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

④ 前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十一条の十の三 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施に当たつては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

第二十一条の十の四 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の所在地の市町村長に通知するものとする。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会

される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③・④（略）

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認められたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二（略）

三 第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと（以下「児童自立生活援助の実施」という。）が適当であると認められる児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四（略）

② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦につ

「といる。）を置くよう努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③・④（略）

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認められたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二（略）

三（略）

② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦につ

いて、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 三 (略)

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 (略)

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 三 (略)

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 (略)

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

いて、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 三 (略)

四 (略)

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 三 (略)

四 (略)

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）を行う者に指導を委託すること。

こと。

三・四 (略)

五 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

六 (略)

七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 (略)

②⑥ (略)

(削除)

三・四 (略)

五 (略)

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県以外の相談支援事業を行う者に指導を委託すること。

三 児童を里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 (略)

②⑥ (略)

⑦ 都道府県は、義務教育を終了した児童であつて、第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令

第二十七条の四 第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導（委託に係るものに限る。）の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親（第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第二項並びに第四十八条において同じ。）及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十一条（略）

② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、知的障害児施設（国の設置する知的障害児施設を除く。）、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、同号の規定により国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

で定めるものについて、当該児童の自立を図るため、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、又は当該都道府県以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うことを委託する措置を採ることができる。

第三十条の二 都道府県知事は、里親（第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第二項並びに第四十八条において同じ。）及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十一条（略）

② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託され、又は児童養護施設、知的障害児施設（国の設置する知的障害児施設を除く。）、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、同号の規定により国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

③ (略)

④ 前三項に規定する保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第三号若しくは第二項に規定する措置とみなす。

⑤ (略)

第三十二条 都道府県知事は、第二十七条第一項若しくは第二項の措置を採る権限又は児童自立生活援助の実施の権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

②・③ (略)

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 四 (略)

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

③ (略)

④ 都道府県は、第二十七条第七項の措置を採つた児童については、満二十歳に達するまで、引き続きその者に援助を行い、又は同項に規定する委託を継続する措置を採ることができる。

⑤ 前各項に規定する保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第三号、第二項若しくは第七項に規定する措置とみなす。

⑥ (略)

第三十二条 都道府県知事は、第二十七条第一項、第二項又は第七項の措置を採る権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

②・③ (略)

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施等を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号及び第七項の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 四 (略)

第三十三条の五 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除する処分又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三十三条の六 都道府県は、その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

② 前項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する同項に規定する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

③ 都道府県は、義務教育終了児童等が特別な事情により当該都道府県の区域外の第一項に規定する住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

④ 都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告を受けた児童について、必要があると認めるときは、その児童

第三十三条の五 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号、第二項若しくは第七項の措置を解除する処分又は保育の実施等の解除については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ 都道府県は、義務教育終了児童等の第一項に規定する住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第三十三条の七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第三十三条の九において「児童等」という。）の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の八 (略)

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第三十三条の九 (略)

第六節 被措置児童等虐待の防止等

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは

第三十三条の六 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第三十三条の八において「児童等」という。）の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の七 (略)

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第三十三条の八 (略)

児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。

三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三十三条の十一 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

② 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。

③ 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。

④ 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

⑤ 施設職員等は、第一項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第三十三条の十三 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第三十三条の十四 都道府県は、第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三項若しくは次条第一項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確

認するための措置を講ずるものとする。

② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があるとき、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第三十三条の十二第一項の規定による通告若しくは同条第三項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

第三十三条の十五 都道府県児童福祉審議会は、第三十三条の十二第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

② 都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。

④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第三十三条の十七 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

第七節 雑則

第三十四条の三 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

② (略)

③ 国及び都道府県以外の者は、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の四 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第六節 雑則

第三十四条の三 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業を行うことができる。

② (略)

③ 国及び都道府県以外の者は、児童自立生活援助事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の四 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

できる。

② (略)

第三十四条の五 都道府県知事は、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に關し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の六 相談支援事業、小規模住居型児童養育事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号若しくは第三号又は第三十三条の六第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三十四条の八 (略)

第三十四条の九 市町村は、第二十一条の十の二第一項の規定により乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業を行う場合には、社会福祉法の定めるところにより行うものとする。

第三十四条の十 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、地域子育て支援拠点事業を行うことができる。

② 地域子育て支援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の十一 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。

② (略)

第三十四条の五 都道府県知事は、児童自立生活援助事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に關し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の六 相談支援事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号若しくは第三号の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三十四条の八 (略)

② 市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

③ 市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十二 一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十三 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、一時預かり事業が前条の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、一時預かり事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る乳児若しくは幼児の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十四 (略)

第三十四条の十五 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当

第三十四条の九 (略)

第三十四条の十 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当す

する者は、養育里親となることができない。
一〜三 (略)

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② (略)

第三十四条の十六 (略)

第四十四条の二 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

(削除)

② (略)

第四十四条の三 第六条の二各項に規定する事業を行う者、里親及び児童福祉施設（指定知的障害児施設等を除く。）の設置者は、児童、妊産婦その他これらの事業を利用する者又は当該児童福祉施設に入所する者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなければならぬ。

第四十七条 (略)

② 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八

る者は、養育里親となることができない。

一〜三 (略)

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② (略)

第三十四条の十一 (略)

第四十四条の二 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

② 児童家庭支援センターは、厚生労働省令の定める児童福祉施設に

附置するものとする。

③ (略)

第四十七条 (略)

② 児童福祉施設の長又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を

項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

第四十八条 児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者並びに里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一〜七の二 (略)

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用
八・九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一〜五 (略)

六 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

七 養育支援訪問事業の実施に要する費用

八 (略)

九 (略)

行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

第四十八条 児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業及び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一〜七の二 (略)

八・九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一〜五 (略)

六 (略)

七 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。）及び第五十一条（第三号及び第五号から第九号までを除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条（略）

② 第五十条第五号、第六号、第六号の三及び第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号及び第二号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

③ ⑩（略）

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。）及び第五十一条（第三号及び第五号から第七号までを除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条（略）

② 第五十条第五号、第六号、第六号の三、第七号及び第七号の二に規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号及び第二号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

③ ⑩（略）

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十二又は第二十五条の五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。